

# 事業内容

## 1. 法人運営事業

- (1) 社会福祉法人として適切な運営を図るため、理事会、評議員会、監査会及び評議員選任・解任委員会を実施します。
- (2) 会費等の自主財源確保について地域の理解・協力を得られるよう努め、運営基盤が安定するよう取り組みます。
- (3) 職員一人ひとりが必要な知識と技術を習得するよう、職場内外において研修を受講し専門性を高めます。人材育成に積極的に取り組み、組織力の強化を図ります。

## 2. 調査・連絡・助成等事業

- (1) 各種事業に関する調査、普及、宣伝、連絡及び調整を行います。
- (2) 遺族会、保護司会、更生保護女性会、社会を明るくする運動実施委員会、民生委員児童委員協議会に助成します。

## 3. 企画・広報事業

- (1) 第2次地域福祉活動計画に基づき、「見守り 支え合う 人にやさしく 住みやすいまち しんしろ」の理念の下、地域住民・関係機関と連携し、地域福祉の推進を図ります。
- (2) 広報誌「社協だより」を2か月に1回発行し、市内全世帯に配布して情報提供と社会福祉の啓発に努めます。
- (3) 職員による出前講座を地域の要望により行い、積極的に地域に出向き、福祉・介護に関する情報提供及び本会のPRに努めます。
- (4) ホームページやフェイスブックを活用し、分かりやすく、タイムリーな情報の提供に努めます。
- (5) 若者が地元に着愛を持ち、住み続けたいような活動、行事を検討、実施します。

## 4. ボランティアセンター活動事業

- (1) ボランティア団体及び活動について積極的な情報発信を行い、地域の交流・活性化に努めます。
- (2) ボランティア活動に参加するきっかけとなるよう各種養成講習会を開催し、ボランティアの育成に努めます。(点訳講習会、手話講習会、要約筆記講習会、音声訳講習会、傾聴ボランティア養成講座、防災ボランティアコーディネーター養成講座など)
- (3) ボランティア実践団体(者)に必要な援助を行い、活動の円滑を図ります。
- (4) 災害ボランティア支援センターの運営にあたり、コーディネーターの養成及

び詳細事項について関係機関、団体と協議を進めてまいります。

- (5) 個人ボランティア、団体ボランティアのボランティアセンター登録を推進し、ボランティアコーディネート機能の充実を図ります。

## 5. 地域福祉活動推進事業

- (1) 高齢者等地域ふれあい事業

高齢者、障がい児・者、子育て親子等が地域で集い、交流を深めるミニデイサービス及びふれあいサロン活動への助成、立ち上げに関する相談・支援を行います。

- (2) 車両貸出事業

地域交流や買い物、外出支援を目的として、無料でマイクロバス、ワゴン車を運転手付きで貸与し、地域福祉の増進、外出支援を行います。(燃料代、有料道路、駐車場代等は使用団体の実費となります)

- (3) おむつ宅配サービス事業

介護保険法の要介護4～5認定者又は身体障害者手帳1級、療育手帳A判定者、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを受けた方で、新城市重度要介護認定者家族介護用品給付事業非該当の在宅ねたきり高齢者等で、紙おむつの宅配を希望される方に無料で紙おむつを宅配します。

- (4) 居住提供事業

60歳以上のひとり暮らし高齢者及び夫婦、また家族の援助が受けられない方で、自宅で生活することが不安な方への居住提供をします。

- (5) 外出支援事業

作手地区において公共交通機関を利用することが困難な要支援・要介護認定者及び身体障がい者などの日常的な自立生活の支援として、通院や買い物等の外出を支援します。

## 6. 地域支え合い推進事業

市から委託を受け、第1層のコーディネーターを配置します。地域の生活課題を把握し、地域住民や活動団体など関係者と協働して地域のニーズと資源の見える化、生活支援の担い手育成やサービス開発などを行い、地域課題の解決に取り組めます。

## 7. 共同募金配分金事業

- (1) 共同募金運動の推進協力

市民の方々を始め、学校・職場・法人・団体等の協力を得て、共同募金運動を積極的に推進します。

共同募金運動(10月1日～12月31日)及び歳末たすけあい運動(12月1日～12月31日)の推進期間。

- (2) 一般募金配分金事業

ア 老人福祉活動事業

(ア) 敬老の日祝賀事業として地区敬老事業に助成します。

(イ) 80歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認のため、乳酸飲料の配付を行います。

(ウ) 老人クラブ連合会の活動に助成します。

#### イ 障がい児・者福祉活動事業

(ア) 手をつなぐ育成会会員に、小学校・中学校・高等学校卒業時に祝い品を贈ります。

(イ) 手をつなぐ育成会、身体障害者福祉協会に助成します。

(ウ) 障害者手帳取得者で日常生活用具給付の対象にならない方が日常生活を円滑に送ることができるよう用具利用費用を助成します。

#### ウ 児童・青少年福祉活動事業

(ア) 子ども会連絡協議会に助成します。

(イ) こども園の保護者会等の活動事業に助成します。

(ウ) 子育て支援団体に事業助成します。

(エ) 児童館、小・中学校、こども園に図書を贈り児童文庫運営の助成をします。

(オ) 障がい者や高齢者等との交流を通して「共に生きる力」を育む福祉実践教室の実施校を支援し、学校の福祉教育事業に助成します。

(カ) 地区で管理している児童遊園地等の維持管理及び遊具設置・補修にかかる費用の一部を助成し、地域で子どもたちが安全に遊べる場所の整備に努めます。

#### エ 母子・父子福祉活動事業

母子寡婦福祉会活動に助成します。

#### オ 福祉育成援助活動事業

(ア) 行路病者及び旅費欠乏者に対する一時援護を行います。

(イ) 災害又は火災等による被災者に見舞金を支給します。

(ウ) 要保護家庭及び準要保護家庭の児童・生徒に対する修学旅行費の助成を行います。

(エ) 友愛訪問事業等の地域福祉活動に助成します。

(オ) 県社会福祉大会へ参加します。

(カ) 児童・生徒作品コンクール（ポスター、書道）を実施し、入賞者に記念品を贈ります。

(キ) 児童・生徒が福祉について考えるきっかけとなるよう福祉体験作文コンクールを周知し、福祉教育の増進に努めます。

(ク) 社会から孤立しがちな方を支援するための社会的居場所として、フリースペースの整備を進めます。

(ケ) 地域福祉に対する理解を深めることを目的に、市内の施設や団体活動の様子を見学する機会を設け、情報提供や啓発を行います。

(コ) 生活困窮の状態にある方へ、緊急一時的な食料品や生活用品等の物資を提供します。

### (3) 歳末たすけあい募金配分金事業

ア 高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者及び要介護等高齢者に歳末訪問を実施、安否確認並びに訪問品を届けます。

イ 市内福祉施設、福祉団体等の年末年始活動に助成します。

ウ 子ども会の年末年始活動に助成します。

エ ひとり親家庭の園児に対しクリスマスプレゼントを贈ります。

## 8. 資金貸付事業

### (1) 生活福祉資金

低所得世帯等を対象に市民の生活支援のため、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金など無利子又は、低利子で貸付を行います。

### (2) 生活資金一時貸付金

失業等で生活維持が困難になった方々の、緊急支援として生活資金の貸し付けを行います。

## 9. 居宅介護等事業

### (1) 訪問介護事業

介護保険法に基づき、ホームヘルプサービスを提供します。

### (2) 総合事業のホームヘルプサービス事業

介護保険法に基づき、市の総合事業のホームヘルプサービスを提供します。

## 10. デイサービスセンター事業

### (1) 通所介護事業

「しんしろ福祉会館」及び「作手センター」にて、介護保険法に基づき、通所介護サービスを提供します。

### (2) 総合事業の通所介護事業

「しんしろ福祉会館」及び「作手センター」にて、介護保険法に基づき、市の総合事業の通所サービスを提供します。

(3) 「しんしろ福祉会館」にて、生活困窮者認定就労訓練事業所として就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、個々の状況に応じた働く場の提供と、生活面・健康面の支援を行います。

## 11. 短期入所生活介護事業

### (1) 短期入所生活介護事業

「作手センター」にて、介護保険法に基づき、短期入所生活介護サービスを提供します。

## (2) 高齢者生活支援ショートステイ運営事業

「作手センター」にて、市から委託を受け、介護保険給付対象外の高齢者に短期入所サービスを提供します。

## 12. 介護支援センター事業

### (1) 高齢者ふれあい相談センター事業

「しんしろ福社会館」及び「作手センター」にて、市からの委託を受け地域包括支援センターとの連携により、高齢者の在宅介護、介護保険申請等保健福祉の相談・調整を行い、高齢者及び家族の福祉の向上を図ります。

また、第2層の生活支援コーディネーターとして、地域住民と情報を共有し、生活課題の把握に努めます。住民と協働・連携し地域の支え合い活動が活発に行われるよう取り組みます。

### (2) 居宅介護支援事業

「しんしろ福社会館」及び「作手センター」にて、介護支援専門員が介護保険法に基づき、当該地域における居宅サービスの情報提供、相談、ケアプランの作成、モニタリング等の支援を行います。また、委託を受け、介護保険申請者の認定調査を行います。

## 13. 居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを提供します。

## 14. 移動支援事業

障害者総合支援法により市から委託を受け、移動支援を行います。

## 15. 相談支援事業

(1) 障害者総合支援法により、県及び市の指定を受け、障がい者（児）が、障害福祉サービスを利用する場合の利用支援計画の作成、モニタリング等の支援や、長期入院・入所している障がい者が退院・退所する場合の支援・地域移行後の支援等を行います。

(2) 障害者総合支援法により、市から委託を受け、本人・家族に関する相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行います。また、障害支援区分の認定調査を行います。

## 16. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

愛知県社会福祉協議会から委託を受け、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助・お金の出し入れや支払い・書類の管理などを行います。

## 17. 生活困窮者自立支援事業

新城市から委託を受け、生活困窮者に対し、必要な相談及び支援を行います。

(1) 自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行います。

(2) 家計相談支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行います。

(3) 学習支援事業

貧困の連鎖を防ぎ、子どもたちの学習習慣の定着、居場所づくりを目的とした学習支援を行います。

## 18. 成年後見支援センター事業

(1) 成年後見支援センター事業

新城市より委託を受け、成年後見制度に関する相談、制度の普及・啓発を行います。また、権利擁護センター（仮称）の設置に向けて市と調整を行います。

(2) 法人後見事業

家庭裁判所の審判に基づき、法人として成年後見等を行います。

地域の権利擁護支援の担い手を育成するため、よりよいサポーターを養成・活用します。

## 19. 心配ごと相談事業

(1) 心配ごと相談事業

毎月開催し、地域住民の悩みごと困りごと等幅広く相談に応じます。

(2) 法律相談事業

毎月弁護士による法律相談を開催し、市民の抱えている法律問題の解決に努めます。

## 20. 地域包括支援センター事業

(1) 介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメントを行います。

(2) 市からの委託を受け、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。

(3) 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業を行います。

(4) 暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーへの支援を行います。

(5) 地域ケア会議を通して、地域のニーズや社会資源を把握し、課題の抽出や具体的な解決策を提案していきます。

(6) 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の理解を深めるため普及・啓発に努めます。また、認知症の方への対応として、認知症初期集中支援チームを組んで活動します。

## **21. 施設管理経営事業**

- (1) しんしろ福祉会館の管理・経営を行います。
- (2) 作手高齢者生活福祉センター虹の郷の管理・経営を行います。

## **22. 基金運営事業**

事業の健全かつ円滑な運営を図るため、福祉基金を設置し、運営します。